

豊中市立図書館広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立図書館（以下「図書館」という。）が発行する印刷物等に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において広告を掲載する印刷物等（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 予約本引き当て等に使用するレシート用紙
- (2) 返却スリップ用紙
- (3) インターネット上に公開しているホームページ
- (4) 動く図書館

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名広告に当たるもの
- (6) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (7) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと豊中市教育委員会事務局教育次長（教育担当）（以下「教育次長」という。）が判断するもの

(広告掲載の募集)

第4条 広告媒体に広告の掲載を希望する者の募集は、豊中市（以下「市」という。）のホームページ又は広報とよなか等の広報印刷物により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込みをしようとする者は、広告掲載申込書（様式第1号）により、教育次長が定める申込期間内に、掲載しようとする広告の見本を添えて提出しなければならない。

(広告掲載審査委員会)

第6条 図書館は、広告の掲載の可否を審査するため、豊中市立図書館広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は教育委員会事務局生涯学習推進室長、副委員長は教育委員会事務局生涯学習推進室岡町図書館長並びに委員は教育委員会事務局生涯学習推進室庄内図書館長、野畑図書館長及び千里図書館長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長が必要と認めたときは、関係者を出席させることができる。
- 7 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習推進室岡町図書館において処理する。

(広告掲載の決定)

第7条 委員会は、第5条の規定による申込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告内容を審査し、公共性等を加味したうえ広告掲載の可否を審査し、その結果を教育次長に報告するものとする。ただし、次の事項のいずれかの事項に該当する場合は、広告掲載の可否の審査を省略することができる。

- (1) 以前に委員会が広告掲載の審査を行い、教育次長が広告掲載の決定を行った広告
- (2) 豊中市長その他の実施機関が発行する印刷物等に既に掲載されている広告
- (3) 広告掲載期間の延長

2 教育次長は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、広告掲載の可否を速やかに決定し、その結果について広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により当該申込者に通知するものとする。この場合において、広告内容の補正等の条件を付すことができる。

(広告掲載料等)

第8条 前条第2項の規定において広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、教育次長が別途、定める規定に基づき、広告掲載料又は広告掲載の対価となるものを指定する期日までに、納付しなければならない。

2 広告の掲載期間は1月単位とし、広告掲載開始日は教育次長が指定した日からとする。ただし、第2条第3号に規定する広告媒体はこの限りでない。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、教育次長の指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を市に提出するものとする。

- 2 提出する広告の版下原稿は、教育次長の指定する仕様とする。
- 3 広告の版下原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の不還付)

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告が掲載できなくなったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第12条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 教育次長の指定する期日までに広告の版下原稿を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 提出された広告の版下原稿が、この要綱に反するとき。
- (3) 虚偽の申込みをしたとき。
- (4) その他印刷物等の編集発行上支障が生じたとき。

2 図書館は、広告主が第2条第3号に規定する広告媒体の場合であって、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主のホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (2) 広告主のホームページが広告掲載の申込時から変更され、第3条の規定に該当すると判断したとき。

(3) その他、広告主の反社会的行為又は非社会的行為等の広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から実施する。

広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）豊中市教育委員会事務局
教育次長（教育担当）

代 表 者

豊中市立図書館広告掲載取扱要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1. 広告の内容（趣旨）

2. 広告主

住 所	
氏名又は名称	
代 表 者 名	
連 絡 先	TEL
	FAX
	(担当者氏名)

3. 広告を掲載する印刷物等の種別（番号を○で囲んでください）

- (1) 予約本引き当て等に使用するレシート用紙
- (2) 返却スリップ用紙
- (3) インターネット上に公開しているホームページ
- (4) 動く図書館

4. 広告原稿

別添のとおり

受付日	受付番号

様

豊中市教育委員会事務局
教育次長（教育担当）

広告掲載決定通知書

年 月 日付 受付番号第 号でお申込みいただきました広告の掲載について、豊中市立図書館広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき審査の結果、下記のとおり掲載することを決定しましたので、お知らせします。

つきましては、下記により手続きをお願いします。

記

1. 広告媒体の種別及び規格等

- (1) 広告媒体
(2) 規格等

2. 広告掲載料

- (1) 広告掲載料 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額金 円)
- (2) 納入期限 年 月 日
- (3) 納入方法 同封の納付書により、お支払いください。

3. 広告の内容

別添広告原稿のとおり

4. 版下原稿の提出

- (1) 提出方法 版下原稿又はデジタルデータ
- (2) 提出期限 年 月 日
- (3) 提出先 豊中市立〇〇図書館

5. 掲載条件

裏面のとおり

6. その他

様式第3号（第7条関係）

豊岡図第 号
年 月 日

様

豊中市教育委員会事務局
教育次長（教育担当）

広告非掲載決定通知書

年 月 日付 受付番号第 号でお申込みいただきました広告の掲載について、
豊中市立図書館広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき審査の結果、下記の理由により掲載できないことを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 申し込まれた広告

2. 掲載できない理由

（お問合せ先）

豊中市立岡町図書館

06-6843-4553